



2017.2.15

平成29年2月15日発行／第179号
 発行／鮫川村 編集／企画調整課
 ☎ 49-3115 FAX 49-3363
 Eメール kikaku@vill.samegawa.fukushima.jp
 広報お知らせ版「ほっと通信」は、毎月15日発行です
 見やすい場所に掲示して活用してください

役場・その他の機関から		
	内 容	問い合わせ・連絡先
募集	<p>「筋力づくり教室」参加者</p> <p>村は、介護予防を目的とした「筋力づくり教室」を行います。介護予防や自立生活支援を推進し、生きがいをもって健康で楽しく暮らせる体づくりをします。</p> <p>■活動期間 4月～翌年3月(全16回) ※月1回～2回程度、参加決定者には、別途詳しい内容を通知します。</p> <p>■内容 午前中は介護予防のための健康運動を、午後は生きがいづくりのための活動や健康づくりに関する講座などを行います。村外に行き楽しむ「野外活動」もあります。</p> <p>■対象者 村内に住み、次のいずれかに該当する人▶寝たきりや認知症の予防をしたい人▶運動をしたい人▶外出して交流したい人 ※若い年代から積極的な参加をお待ちしています。</p> <p>■場所・時間 村保健センター・10時～15時 ※希望者は送迎します。</p> <p>■参加費 毎回800円 ※昼食代、創作活動材料費など</p> <p>■申し込み 3月17日(金)までに参加申込書に必要事項を記入の上、役場住民福祉課福祉係に提出してください。</p>	<p>住民福祉課福祉係 ☎ 49-3113</p>
相談	<p>原発事故損害賠償請求相談窓口を開設</p> <p>東京電力株式会社は、原発事故により受けた損害に対する賠償請求などについての相談窓口を継続して開設します。この機会を利用して請求書を作成することもできますので、相談してください。</p> <p>■日時・場所 2月23日(木)10時～15時・役場2階「会議室」、3月9日(木)10時～15時・公民館1階「会議室」</p> <p>■説明者 東京電力株式会社郡山補償相談センター社員</p>	<p>東京電力株式会社郡山補償相談センター ☎ 0120-926-404</p> <p>村農林課農政係 ☎ 49-3114</p>
	<p>無料法律相談</p> <p>白河司法書士総合相談センターは不動産登記や会社登記、相続・遺言、多重債務、少額の裁判、成年後見などに関する法律相談を受け付けます。相談は無料で秘密は厳守します。緊急を要するものについては、最寄りの相談員を紹介します。</p> <p>【白河市会場】</p> <p>■日時 3月2日(木)17時～20時</p> <p>■場所 白河市産業プラザ人材育成センター(白河市中田 140番地)</p> <p>【須賀川市会場】</p> <p>■日時 3月16日(木)13時～16時</p> <p>■場所 須賀川市中央公民館「2階OA研修室」(須賀川市八幡町 134番地)</p> <p>■申し込み 両会場ともに、事前に電話で予約をしてください。予約先は福島司法書士総合相談センター(☎0120-81-5539)です。</p>	<p>福島司法書士総合相談センター ☎ 0120-81-5539 ※月～金曜日、10時～12時30分、13時30分～16時(祝日を除く)</p>
	<p>就職の悩み相談</p> <p>ふくしま生活・就職応援センターは、就職の悩みに専任の相談員が親身になって対応します。県が設置した無料の就職相談窓口ですので、県内就職希望者は誰でも利用できます。面談は予約制ですので、事前に電話で問い合わせてください。</p> <p>■場所 白河事務所：NTT白河ビル1階(白河市郭内1)</p> <p>■開館 月～土曜日・10時～19時(日曜・祝日・年末年始を除く)</p> <p>■申し込み 白河事務所☎0248-27-0041</p> <p>■内容 就職相談・職業紹介、生活資金情報・住居情報の提供、各種セミナー・職業訓練情報の提供など</p>	<p>ふくしま生活・就職応援センター白河事務所 ☎ 0248-27-0041</p>
お知らせ	<p>住民票などの証明印が電子公印に変わります</p> <p>迅速で正確な証明発行事務と窓口サービスの向上を図ることを目的に、平成29年3月1日から役場住民福祉課で交付する住民票や印鑑登録証明書などの証明印を電子公印に変更します。また、証明用紙も偽造・改ざん防止対策として、コピー用紙から偽造防止用紙へ変更します。 ※電子公印とは、公印の印影をデータ化したものです。</p>	<p>住民福祉課住民係 ☎ 49-3113</p>
	<p>検察審査会制度</p> <p>検察審査会制度は、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)が正しかったかどうかについて、選挙権のある国民の中から選ばれた11人(検察審査員)が判断し、検察官の仕事に国民の声を反映させ、適正な運営を図るための制度です。</p> <p>これまでに全国の検察審査会が審査した事件数は16万件にのぼります。検察審査会の窓口では申し立ての相談に応じます。詳しくは郡山検察審査会事務局(☎024-932-5656)まで問い合わせてください。</p>	<p>郡山検察審査会事務局 ☎ 024-932-5656</p>